

# EU の銀行同盟における欧州預金保険制度の動向

——2015年の欧州委員会による EDIS 規則案とドイツ銀行業界の反応——

黒 川 洋 行

## 要 旨

2012年欧州理事会で提唱された銀行同盟（バンキング・ユニオン）のうち、これまでに第1の柱である銀行監督システムの一元化と第2の柱である銀行破綻処理システムは、すでに実施体制に移行している。第3の柱である欧州預金保険の統合に関しては、欧州委員会が2015年11月に欧州預金保険スキーム（EDIS）に関する規則案<sup>1)</sup>を提示した。その特徴は、各国の国内的預金保険スキーム（DGS）の資金的手段を2024年までに3段階にわけて共同体化し、最終段階では欧州全体の預金保護基金に置き換えるというものである。

しかし、この委員会提案については、ドイツの銀行業界および連邦政府から強い反対意見が表明されている。

その後、2016年11月に、欧州議会は、2015年の委員会提案を修正する報告案<sup>2)</sup>を作成した。その特徴は、加盟各国の国内的預金保険スキームを2024年以後にも存続させる点にある。同案では、自国内で発生した預金保護の事態には、まず自国の DGS が用いられるという自己責任原則による変更が施されている。

ドイツ側の銀行グループは、依然として反対姿勢をとっているが、その背景には、歴史的に独自に形成されたドイツの銀行システムと、「保証責任連合」等の独自の制度保証システムの存在があると見られる。ドイツ側が政治的態度を軟化させようとする動機の変化は当面みられない。総じて、EDIS の実現については相当な困難が予想されるが、なんらかの妥協案が模索される可能性もある。

## 目 次

はじめに

案

I. EU の銀行同盟と欧州預金保険制度

1. 概要

1. 銀行同盟の行程表

2. 共同の預金保険基金（DIF）

2. 2014年の預金保険指令の改正指令

3. 課題と問題点

II. 2015年の預金保険制度（EDIS）に関する規則

III. 2015年委員会提案に対するドイツ側の反応

## EU の銀行同盟における欧州預金保険制度の動向

1. ドイツ独自の預金保険スキーム
  2. 貯蓄銀行における保証責任連合
  3. ドイツの預金保証法
  4. 貯蓄銀行グループによる反対意見
  5. 信用協同組合グループの立場
  6. ドイツ連邦政府の立場
  7. ドイツ連銀の立場
- IV. EDIS をめぐる政治的対立の行方
1. 2016年6月の欧州閣僚理事会

2. 妥協点はどこにあるか
- V. 欧州議会による委員会提案の修正案
1. 経緯
  2. 報告案の骨子
  3. 提案の背景
  4. 検討と評価
  5. ドイツ側の反応
- VI. 分析と評価
- おわりに

## はじめに

2012年6月の欧州理事会では、銀行同盟（バンキング・ユニオン）が新たに提唱され、これまでに銀行同盟の第1の柱である銀行監督システムの一元化と第2の柱である銀行破綻処理システムについては、すでに枠組みが制定され実施体制に移行している。しかし、第3の柱であるEUレベルの預金保険制度については、それを推進しようとする欧州委員会側と、反対の立場にあるドイツ側との間で政治的対立が続いており、その立法的実現へのプロセスには、いまだ不確実性が存在する。ドイツ側としては、他国の脆弱な銀行の破綻に伴う預金者保護の負担のリスクから、自国ドイツの銀行および預金者を守りたいという意図を強く持っている。他方、EU委員会側は、単一の銀行預金保護制度の導入によって、ユーロ域内の金融システム安定化が促進されるとして、これを導入したい立場である。そこで、本論文においては、この預金保険制度の統合化プロセスの現状と課題について、ドイツの預金保険システムの独自性を参照しつつ分析を行うこととしたい。

## I. EU の銀行同盟と預金保険制度

### 1. 銀行同盟の行程表

2007年から始まった一連の金融危機に対する対応として、2012年の6月には、EU首脳会議において「真の経済通貨同盟」の創設が提唱され、その実現に向けた3段階の行程表が示された。第1段階では、各国財政政策の監視の強化、単一の銀行監督制度、いわゆるバーセルⅢ銀行規制への移行、預金保護制度ならびに銀行破綻処理に関する国内法制の調和、および欧州安定化機構（EMS）を通じた銀行の自己資本強化のための運用枠組みがあげられる。第2段階では、単一の銀行破綻処理スキームと基金の創設があり、第3段階では、財政政策的な措置を通じたユーロ圏経済の安定化および財政・経済政策の調和化が想定されていた。

これを受けて、2012年9月に、欧州委員会によって、より具体的な銀行同盟の行程表が欧州議会および理事会に対して提示された。その主なポイントは以下の4点である。

①銀行同盟の基盤となるための、EU全体に妥

当する銀行規制（特に CRR，および CRD IV に規定された自己資本とガバナンスに関する規則）

②中央銀行監督，および単一銀行監督メカニズム（単一監督機構：SSM を含む）

③銀行破綻・清算を回避するための共同のルール（銀行再建・破綻処理指令：BRRD），および単一破綻処理メカニズム（SRM）

④預金保険制度に関する共同の欧州ルール

## 2. 2014 年の預金保険指令の改正指令

### （1）改正前の経緯

マーストリヒト条約締結後の1994年5月には，域内の経済統合の強化を図るべく，預金保険指令（Deposit Guarantee Scheme Directive: DGSD）が制定されている。同指令では各国が預金保証スキームを確実に整備すること，保護限度額は，最低2万ユーロ以上とすることなどが規定された。

その後，2007年からの世界的な金融危機をうけて，金融セーフティーネットのさらなる整備の必要性から，2009年には改正指令が制定された。同指令では，保護限度額をこれまでの最低2万ユーロから2009年6月までに最低5万ユーロへ，さらに2010年末までに一律10万ユーロまで引き上げること等が規定された。

これまでの改正前指令は，「最小限の調和（minimum harmonization）の原則」に基づいており裁量の幅が大きかったため，結果的には，大きく異なる内容をもった預金保険制度が EU 各国に併存する状況を招いた。

### （2）2014 年改正指令の概要

2012年に銀行同盟の創設の行程表が示されたことをうけて，上記の行程表のうち④の預金保

険制度に関する新たな欧州のルールを策定すべく EU での議論が行われ，2014年4月には，1994年制定の預金保険指令の改正案が欧州議会で採択された。この改正指令<sup>3)</sup>の主な内容は，以下の5点である<sup>4)</sup>。

①預金保護の上限が，原則的に10万ユーロに共通化される。

②付保預金の払い戻し期間が7日以内へ段階的に短縮される。

③資金調達手段に関する事項（預金保険基金の事前積立目標の導入等）

④リスクに応じた保険料の算出

⑤預金者に対する情報提供の徹底化

2014年の改正指令では，各国が一律10万ユーロを保証することが規定されたが，これは，改正前指令における「最小限の調和の原則」が，「最大限の調和（maximal harmonization）の原則」へと変化したことを意味している。したがって，各国の裁量の幅は，それだけ制限されることを意味している。加盟各国は，同改正指令を受けて，遅くとも2016年5月31日までに各国の国内法上の実施措置をとる義務を負うこととなった。ただし，この2014年の改正指令では，各国の預金保険スキームを EU レベルで共同体化（統合化）することまでは規定されていなかった。

### （3）資金的手段の事前積立

改正指令の内容のうち，上記③の事前積立の目標値については，付保預金の少なくとも0.8%に相当する水準を2024年7月までに積み立てることが定められた。ただし，注意すべきは，付保預金の0.8%というのは，あくまで最低水準

であって、各国の裁量によってこれを上回る目標水準を設定することも認められている点である。また、反対に0.8%を下回る目標水準の設定についても、欧州委員会の承認を得られれば可能となっている<sup>5)</sup>。

#### (4) 適用範囲およびメンバーシップ

改正指令は、預金保証スキーム (Deposit Guarantee Scheme: DGS) の設立および機能に関連するルールと手続きを規定している (第1条1項)。そして、DGSを以下の3つのタイプに類型化し、指令の対象としている (第1条2項及び2条1項)。

##### ①法定のDGS

②公式にDGSと認定される契約上のDGS<sup>6)</sup>。

③公式にDGSと認定される制度的保証スキーム (IPS: Institutional Protection Scheme)

また、改正指令においても、改正前の指令と同様に、各国は、領域内に1つまたは複数のDGSを導入しなければならない (第4条1項)。そして、各国において認可された金融機関は、上記の①から③までのDGS、ないし認定されたIPSのいずれかに加盟していなければ預金の受け入れをしてはならない旨規定されている。

## II. 2015年の預金保険制度 (EDIS) に関する規則案

### 1. 概要

欧州委員会は、2015年11月24日に、欧州預金保険スキーム (European Deposit Insurance

Scheme: EDIS) の創設に関する規則案<sup>7)</sup>を提示した (以下では委員会提案と呼ぶ)。その概要は、既存の各国の国内的預金保険スキーム (DGS) が保有する資金的手段を2024年までに3段階にわけて共同体化 (統合) し、最終段階では欧州全体での単一預金保護スキームに置き換えるというものである。同委員会提案の目的は、欧州における預金者保護を改善し、域内の金融システムをさらに安定化させることにあるとされるが、そのための具体的な措置として、次のような段階的な移行と預金保険スキームの共同体化を規定している。

①第1段階: 2017年から2019年まで間にEDISが事前積立を完了すること (Reinsurance Phase)

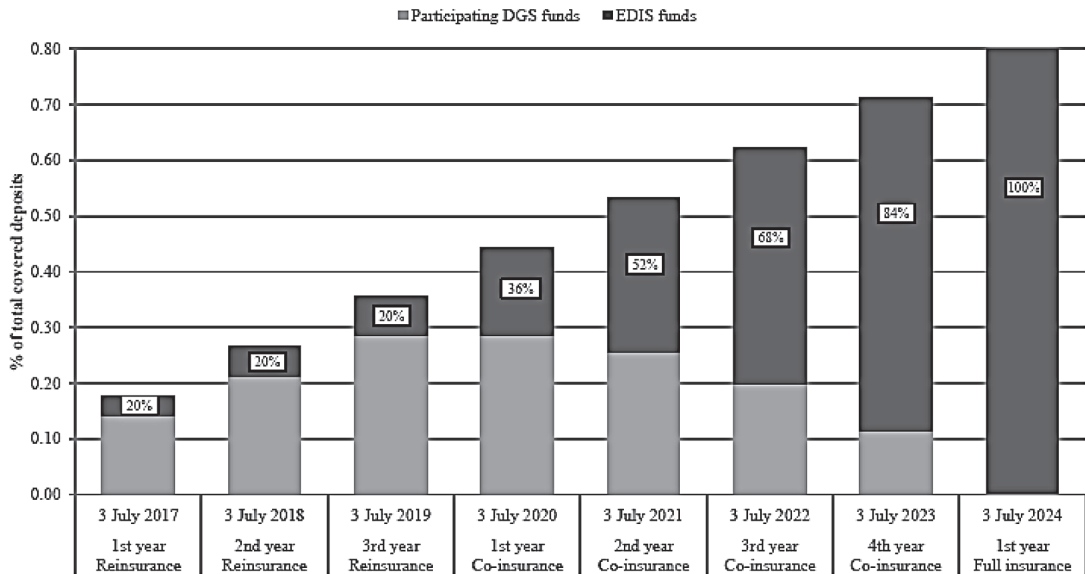
②第2段階: 2020年から2024年までには、各国の国内的預金保険スキーム (DGS) とEDISとが並立的に機能する。 (Co-insurance Phase)

③第3段階: 2024年7月以降には、欧州預金保険スキーム (EDIS) が一元的に機能する。 (Full-Insurance Phase)。そのための預金保険基金 (Deposit Insurance Fund: DIF) を創設する。

④EDISの規模は、付保預金の0.8%となる (なお積立金額は約430億ユーロと想定される)。

このように、EDISは、2014年の預金保険指令に基づいて国内法上で措置がなされている各国の国内的預金保証スキームを基盤として構築されるものである。すでに述べたとおり、2014年の改正指令では、各国一律に最大10万ユーロまでの預金保証を行うための法的措置の実施が義務付けられたが、各国の預金保険基金の共同体化までは規定されなかった。しかし、2015年の委員会提案では、さらに各国のDGSを段階

図表 1 EDIS および加盟国の DGS 基金の積み上げ金の比率 (2015年委員会提案)



Evolution of EDIS funds compared to the funds of a participating DGS (in case MS/DGS chooses to compensate)

〔出所〕 European Commission-Fact Sheet, EDIS FAQ, 24.Nov. 2015.

的に統合し、最終的には、欧州預金保険スキーム (EDIS) にそれらを置き換えることが提案されており、この点が最大の特徴であるといえる。

全体の預金保険システムは、その資金的手段について事前積立 (Reinsurance) がなされなければならないが、その開始時期については、現在のところ未決定である。EDIS が EU の立法手続き上で最終的に承認された場合、現行のプランでは、2024年までにすべての預金保険システムは、原則的に、最低でも所属する参加金融機関の付保預金の0.8%の基金を確保していなければならない。

## 2. 共同の預金保険基金 (DIF)

2015年の EDIS に関する規則案で最大の特徴となるのは、共同の預金保険基金 (DIF: deposit insurance fund) を創設することであり、ユーロ圏の銀行は直接的に同基金への拠出を行

う。2014年以降からは、預金者1人当たり最大10万ユーロまでを EDIS が完全にカバーする。それまでの移行段階においては、共同の DIF は、各国の国内的預金保険スキームを補完する。加盟国は、この間、国内的預金保険スキームを維持できるが、2024年には、EDIS に統合され、国内的預金保険スキームにおける積立金比率は0%となる設計となっている (図表1参照)。

欧州委員会としては、EDIS のメリットとして、ある加盟国内で大規模な地域的ショックが発生した場合に、当該国の DGS の脆弱性を低減させ、ひいては預金者の信頼水準が当該銀行の立地 (ロケーション) に依存することを回避し、銀行と当該地域の政府とのリンケージを弱めることができるとしている。

また、銀行同盟における位置づけとして見る場合には、EDIS は、欧州経済通貨同盟 (EMU) のより深化した実現にむけての具体的な措置の



パッケージの1つであるといえる。すなわち、EDISは、銀行同盟における第3の柱の1つの完成形として想定されるのであり、もし、EDISが導入された場合には、2012年に提唱された銀行同盟が一通り完成することを意味する。

### 3. 課題と問題点

#### (1) 単一破綻処理機構との関係性

2015年委員会提案に基づく欧州預金保険システムが、銀行同盟の第2の柱である銀行破綻処理制度との関連性を有していることには注意を要する。この委員会提案による規則が発効した場合には、EU加盟国は、基金を預金者に対する補償金支払いだけでなく、金融機関の破綻を回避するための措置に対しても使用することを許容する内容となっている。その際、単一破綻処理機構（SRB: Single Resolution Board）は、銀行同盟において域内銀行の破綻処理を取り扱うが、さらに欧州の預金保険基金全体に対する直接的な管理を担うことが想定されている。

また、加盟国が、預金保険制度による補償事態または破綻処理事態において預金保険基金からの請求を行う場合には、SRBに対して通報義務が課されることになっている（SRM第41条、2015年規則案第1条10）。ただし、これまで破綻処理の発動や預金保護における補償事態の際には、国内的な管轄権によっていたところ、今後は、国家と超国家機関たるSRBとの間で管轄権をめぐる対立的状況が発生するかもしれない、重要な行政的意思決定プロセスが大幅に遅延化するおそれも指摘されている<sup>8)</sup>。

#### (2) EU法上の根拠法

2015年11月の委員会提案の根拠となるEU法については、EU運営条約第114条による通常立法手続きが想定されているが、これは域内市場の確立および運営を目的とする加盟国の法の接近のための措置の1つである。ただし、この法的解釈には異論があり、EDIS規則案が「域内市場の確立」に資するかどうかは必ずしも明確ではなく、EU運営条約第352条（柔軟性条項）に依拠させるを得ないとの見解もある。なぜなら、EDISはむしろEMUというEU条約第3条4項の目的に資するものと解することが妥当だとする。この場合には、理事会による全会一致による措置の採択が規定されている関係上、すべての加盟国が拒否権をもつかたちとなる<sup>9)</sup>。

## Ⅲ. 2015年委員会提案に対するドイツ側の反応

### 1. ドイツ独自の預金保険スキーム

2015年11月の委員会提案については、ドイツの銀行業界から強い反対意見が出され、意見広告やメルケル独首相に対する公開意見書が出されるなど、政治的キャンペーンが展開されている。また、ドイツ連邦政府およびドイツ連銀からも、委員会提案に対しては、否定的な反応が出されている。その際の主張点の1つは、EDISが域内すべての銀行に一律の条件を提示するものであり、加盟各国ごとに存在する個別の特殊性が考慮されていないという点である。

そこで、なぜ、フランスとならば欧州経済統合の推進役としてリーダーシップをとっているドイツが、預金保険スキームの共同体化という

図表2 主なドイツの預金保護スキーム

|                  | 対象金融機関   | 運営機関              | 設立年   |
|------------------|----------|-------------------|-------|
| 法定スキーム (EdB/EdÖ) | 商業銀行     | ドイツ銀行協会 (BdB)     | 1998年 |
|                  | 公的銀行     | ドイツ公的銀行協会 (VÖB)   | 1998年 |
| 任意スキーム (ESF)     | 商業銀行     | ドイツ銀行協会 (BdB)     | 1976年 |
|                  | 公的銀行     | ドイツ公的銀行協会 (VÖB)   | 1994年 |
| 機関保護スキーム (IPS)   | 貯蓄銀行     | 貯蓄銀行協会 (DSGV)     | 1969年 |
|                  | 協同組織金融機関 | 協同組織金融機関連合会 (BVR) | 1934年 |

〔出所〕 預金保護機構 (鬼頭, 澤井) (2015年), 「ドイツにおける預金保険制度の最近の動向について」

分野では、逆に、EU 側の動きへのいわばブロック政策のような立場をとり続けているのが論点となる。その要因には、ドイツが歴史的に発展させてきた貯蓄銀行などの公的金融機関を有する重層的な銀行システムと、その関連性において歴史的に構築された制度的保証システムがあると考えられる。そこで、本節では、まずドイツの銀行システムと預金保険制度について点検するとともに、その本質的な特徴点を抽出することとしたい。

ドイツの銀行システムは、①貯蓄銀行グループ (公的金融機関)、②信用協同組合グループ、③民間銀行グループの3つに大別されるが、すべてのカテゴリーに属する金融機関に対する統一的な預金保険機構は存在しないという点が特徴的である。ドイツの金融史上、民間銀行グループ、貯蓄銀行グループ、信用協同組合の3つのカテゴリーに属する金融機関は、それぞれ独自の沿革をみせており、これに応じて預金保険制度についても分権的に形成され、業態別に運営されてきている。

ドイツの預金保護スキームは、大別すると、歴史的に形成された「任意のスキーム」と、EU 法令等に伴う「法定スキーム」のほか、独自の「機関保護スキーム」の3つに分類される (図表2を参照)。

法定スキームである EdB は、すべての民間銀行が加入し、その拠出金により運営されている<sup>10)</sup>。ただし、法定スキームであるとはいえ、もし銀行セクター全体に及ぶ大規模な金融危機が生じた場合に、預金保証が完全になされるかといえば、そうではなく、重大なシステム危機が生じた際に預金がどの程度保護されるかどうかは、その危機の規模にもよる。

この他に、任意スキームとしての各種の制度があるが、これらは、顧客1名あたり、法定スキームを超過する部分について、自己資本の最大20%までをカバーする。ただし、2025年までに段階的に8.75%にまで引き下げられる。

また、任意スキームでは、自己資本の増減に応じて保証枠組みの水準も変化する点や、法的スキームとは異なり顧客側が補償の法的請求権を有していない点がデメリットと言える。この点は、公的銀行が加盟する任意スキームにおいても同様である。また、ドイツ公的銀行協会 (VÖB) は、保証限度額等について公表しておらず、「預金保護基金のサービスは、任意ベースであり、同基金の能力に応じる」旨 HP 上に掲載されている<sup>11)</sup>。

貯蓄銀行グループおよび信用協同組合グループは、既述の法定スキームには所属していない。かわりに、それぞれが機関保証 (Institu-

tionssicherung)を独自に有している。かりに、所属する1つの銀行が破綻の危機に瀕し、顧客の預金保護を行う必要性が出た場合には、グループ内銀行の相互の連帯によって、顧客の記帳された預金について上限を明示せずに保証している。

## 2. 貯蓄銀行における保証責任連合

ドイツ銀行システムの独自性の1つは、やはり、貯蓄銀行が公的銀行であり、公的任務を付与されているという特殊性であろう。民間銀行および信用協同組合には、この公益性は属性としてではなく、単に利益追求指向性を有しているのみである。この点こそが、貯蓄銀行グループが他の2大銀行業態と区別される最大の相違点といってよいであろう。

その公的任務のうち重要なものは、国民にあまねく金融サービスへのアクセスを確保することである。この点は、近年、EUレベルでも重要な経済政策上の課題となっている金融排除の問題とも密接に関連する。ドイツ国内では、何らかの社会扶助を受給している人の多くが地元の貯蓄銀行に口座を開設している。このように貯蓄銀行では、あまねく広く金融サービスを提供し、金融包摂性を担保するという点で、重要な社会的・公益的な機能を発揮しているのである。

さらに、国民の貯蓄形成の促進という公的任務がある。この貯蓄促進という点は、単に公的任務として規定されているというだけでは実現されず、貯蓄銀行が有していた「保証責任」<sup>12)</sup>(Gewährträgerhaftung)、ならびに、貯蓄銀行グループ独自に構築された預金保護制度という秩序政策的な制度的枠組みが、その実現の前提条件となる。

公的金融機関であるドイツの貯蓄銀行は、18世紀からの長い歴史をもち、独自の預金保護システムを構築している。これは、通称「保証責任連合」(Haftungsverband)と呼ばれている。貯蓄銀行は、その活動範囲が特定の地域に限定されており(地域原則)、そのため預金保険機関も地域ごとに形成されているのである。現在、保証責任連合は13の預金保護機関(Sicherungseinrichtungen)から構成されている。その内訳は、11の地域貯蓄銀行支援基金(regionale Sparkassenstützungsfonds)、ならびに各州銀行および州建築貯蓄銀行の保証準備金(Sicherungsreserve der Landesbanken und Girozentralen、および、Sicherungsfond der Landesbausparkassen)であり、これらが相互に支援する体制となっている。すなわち、もし単独の保証機関において預金保証限度額を超える支援事態が生じた際には、同システムを構成している他のすべての基金が用意可能となっている。

なお、この保証責任連合の運営は、ドイツ貯蓄銀行連合会(DSGV)がその任にあたっている。

## 3. ドイツの預金保証法

2014年のEUの改正指令に対応して、ドイツ国内では、2015年7月3日に「預金保証法」(Einlagensicherungsgesetz: EinSiG)が発効した。そして、貯蓄銀行グループの任意の機関保証に基づく預金保険スキームについては、同法第43条に準拠して、ドイツ金融サービス監督庁(BaFin)により公式に認定されたIPSとなっている。これは、上述の2014年改正指令における③の「公式にDGSと認定される制度的保証スキーム」(IPS)にあたる。このため、貯蓄



銀行グループの各金融機関は、他の法定のDGS等に加える必要が生じないことを意味する。すなわち、貯蓄銀行グループについては、EUレベルにおける2014年の改正指令の発効後も、実際上は、従来から歴史的に構築されてきた保証責任連合という独自の預金保険および金融機関の機関保証システムを、これまでのところ、何ら変更する必要性をもっていない。

#### 4. 貯蓄銀行グループによる反対意見

ドイツの貯蓄銀行グループは、EDISに対しては反対の立場を表明している。南欧諸国の銀行に発生する損失のリスクを、比較的に優良なドイツの銀行側が負担させられる羽目になるのではないかとの重大な懸念は、以前から指摘されていた。

同銀行グループが、EDISに対して当初から反対の立場を維持している背景の1つには、上述した同銀行独自の歴史的発展による特殊な事情が存在すると言ってよい。

預金保護を欧州レベルの預金保険システムによって行おうとする委員会の考え方は、個々の顧客の視点からみれば間違った方向性であると、DSGVは主張している。その理由は、第1に、顧客はすでに預金保護スキームにおいて有効に機能している制度保証スキーム（IPS）に十分信頼をおくことができている点である。したがって、これ以上のシステムはあえて導入する必要性がない。むしろ、預金保護スキームとして認定された制度保証スキームによるこれまでの予防的な機関支援システムが、この委員会提案によって著しく阻害される懸念があるとしている<sup>13)</sup>。

第2に、2014年改正指令では、国内的な預金

保険スキームが法定の積み上げ金額以上にプールされた資金について機関支援の目的で使用することは、明示的に認められていたが、2015年の委員会提案では、この点が考慮されていない点である。

貯蓄銀行グループの制度保証スキームは、同グループの連带的結束による保証責任連合を象徴する構成要素である。1970年代における保証責任制度の創設以来の約40年間で、多くの貯蓄銀行同士の合併案件において制度保証による支援の実績があり、その累計金額は約35億ユーロである<sup>14)</sup>。他方で、貯蓄銀行の破綻事例や、顧客の預金損失の補償事態に至ったことは一件もない。合併案件の一例としては、ライン貯蓄銀行連合が、メンデン貯蓄銀行とヘマー貯蓄銀行の合併によって誕生したザウアーラント貯蓄銀行に2千万ユーロを超える金額を支援している。また、ヘッセン・テューリンゲン貯蓄銀行連合は、リーマンショックの際に破綻危機に瀕したアイルランド所在のナッサウ貯蓄銀行の姉妹会社に対してリスク資産42億ユーロ分の支援を行っている<sup>15)</sup>。

貯蓄銀行グループの保証責任連合による機関支援では、上述のとおり、創設以来多くの実績をあげており、そのため、州銀行を含む貯蓄銀行グループの顧客は誰一人としてその預金・利子の損失を被っていないことが、同グループに対する信頼醸成に寄与しているものと評価されよう。実際に、ムーディーズやフィッチなどの国際的格付け機関は、貯蓄銀行に対して高い格付けを与えているが、その際の評価要因の1つとして、この保証責任連合の存在を重視している。したがって、貯蓄銀行グループにとってはアドバンテージである保証責任連合の機関支援スキームが、2015年の委員会提案によって、一

定の不利益を被るとすれば、それが同案に反対する要因の1つである可能性を指摘しておきたい。

## 5. 信用協同組合グループの立場

貯蓄銀行グループと同様に、グループ内での機関保証スキームを有している同グループも、EDISに対して反対の立場をとっており、強力な政治キャンペーンを展開している。

ドイツ協同組合銀行連合会（BVR）としては、2015年提案に強く反対する立場を維持している。その根拠は次の3点である。第1に、BVRのように限定された地域の組合員向けの預貸業務を中心とした比較的低リスクで活動している銀行グループが、他国のメガバンクのように国際業務など比較的高いリスクをとって行動している銀行に対する責任を負うということは、高いリスクをとる銀行側のモラルハザードを高めるおそれがあるという点である。

第2に、現状では、EU加盟国あるいはユーロ参加国の間においても、いまだに十分な積立金を備えた預金保険制度が整備されていない国家もあるなかで、EDIS導入がもたらす結果は、健全な預金保険スキームを有する国家が、外国の負債やリスクの責任を負担するという、いわば「移転同盟」（Transfer Union）になりかねないという危惧である。

そして、もしこの制度の導入によってドイツの預金保険スキームが他国のリスクの負担に用いられることになれば、ドイツ国内の預金者側の信頼を大きく損ねることにつながり、ひいては、それ自体が欧州委員会の意図する金融システムの安定という目標に利益相反する結果をもたらすおそれがあるという点である。

第3に、BVRによれば、2015年11月の委員

会提案（EDIS規則案）には、法的にも欠陥がある。なぜなら、制度的保証スキーム（IPS）について、なんらの直接的な言及もなされておらず、かわりに、加盟各国に存在する預金保険制度に対して一律的に取り扱っているからである。2014年の指令が今後も法的規範として妥当するとすれば、IPSは、理論的にも、あるいは2024年以降の共同体化の後にも、預金保護スキームの実施を回避できる予防的かつオルタナティブな措置として、その存在が除外されていると解釈することはできないとしている<sup>16)</sup>。

IPSが今後も存立しえるという点に関しては、EDISが予定している付保預金の0.8%という最低積み上げ金額を越えて、任意でさらなる預金保険のための資金を利用できる状態におくことが否定されていないかぎり、欧州委員会としても、今後の交渉プロセスにおいて、IPSの存続について受け入れざるを得ないのではないかとBVRは主張している。

すなわちもしEDISが稼働したとして、各国の預金保険スキームからEDISあるいはDIFに対して想定されている0.8%分の資金が完全に支払われたとして、IPS側には、もはや預金保護のための資金残があってはならないということにはならないとの見解を示している。

## 6. ドイツ連邦政府の立場

ドイツ連邦政府も、2015年の委員会提案に対しては、これを拒否する立場である。ショイブレ財務相は、貯蓄銀行および信用協同組合グループの立場に基本的に同調する立場をとっている。同政府としては、預金保護については各国の国内的なシステムが準備されていることがまずもって重要であって、むしろ、すべてのEU加盟国において、経営状態の悪い自国の銀

行の破綻処理制度が導入されることの方が優先度が高いとの立場を維持している。

ただし、ショイブレ蔵相は、2016年11月の段階で、EDIS を完全に否定しているわけではなく、もし導入するのであれば一定の条件が必要であるとの意見を表明している。かれはとくに、国債という形で銀行のバランスシートにある潜在的なリスクに対して、さらなる留意が必要であると要求している。現行では、国債が、ドイツ発行であれイタリア発行であれ、ともにリスク・ゼロで評価されているためである。

## 7. ドイツ連銀の立場

ヴァイトマン独連銀総裁は、2016年の欧州経済通貨同盟の将来に向けての「5 総裁報告」(Five-Presidents Report) が、2017年からのEDIS の預金積み上げスタートに言及している点に関し、強い反対の意を表明している。ヴァイトマン総裁は次のとおり述べている。「ユーロ圏共同の預金保険制度は、確かに ECB による共同の銀行監督制度と整合性をもっている。しかし、銀行の興廃は、監督制度だけに依存するのではなく、むしろ国家の経済政策と国内法制によって強く影響を受ける。預金保険という分野において国境を越えたリスク分配を行うことは、私には時期尚早に見える。」

こうしてみると、今次の委員会による EDIS 規則案に対しては、ドイツでは、各銀行グループのみならず、連邦政府や、ドイツ連邦銀行までもが、すべて反対的な立場をとっている。この事実が、ユーロ圏における金融システム安定化という課題の持つ問題の本質を表象的に示しているということができる。

## IV. EDIS をめぐる政治的対立の行方

### 1. 2016 年 6 月の欧州閣僚理事会

2016年6月17日までの2日間の日程で開催された EU 財務相理事会では、単一の銀行預金保護制度を進展させるための日程で合意がなされず、決定が先送りされた。当初案では、2017年には第1段階がスタートするスケジュールが想定されていた。これは、EU の銀行同盟の完成が先に延ばされる可能性を含意する。

この財務省理事会の合意文書では、EDIS をめぐる政治交渉を「リスク低減に向けた措置で十分な進展がみられ次第」直ちに開始すると表明されている。

また、ドイツのショイブレ財務省は、この理事会に先立ち、銀行部門のリスクを段階的に取り除きたいとして、単に、銀行同盟の強化だけを目的にしての預金保険の交渉であれば、開始しない旨発言している。合意文書にこうした文言が盛り込まれた。また、合意文書の草案では、2018年の交渉開始を目指すとの文言があったが、これは、最終文書では削除されている。総じて、ドイツ側が交渉においてアドバンテージを得たかたちであったと言える。

### 2. 妥協点はどこにあるか

ジャン・クロード・ユンカー欧州委員会委員長は、2015年11月の委員会提案が提示される直前の時期において、検討されていた同提案に関して、ドイツの貯蓄銀行グループおよび信用協同組合グループについては EDIS から除外すべきだとの興味深い考え方を地方講演のスピーチ

において示している<sup>17)</sup>。スポークスマンがFAZ誌に述べたところによれば、ユンカー氏は、このことについて、以下のとおりの論拠を述べている。すなわち、これらの銀行グループは、「社会的市場経済」のモデルとして適合している。そして、金融危機は、この「社会的市場経済」が有する枢要な美德に決して注意を払うことのなかった人間らによって引き起こされたものである。貯蓄銀行および信用協同組合グループについては、それらがすでに有する現行の預金保護制度に手を付けることはあってはならない旨述べている<sup>18)</sup>。

## V. 欧州議会による委員会提案の修正案

### 1. 経緯

オランダのエスター・ド・ランゲ欧州議会議員(Esther de Lange)は、2016年11月初旬に、欧州委員会による預金保険スキーム提案に対して報告案<sup>19)</sup>(Berichtsentwurf)を提出した。この報告案は、2015年委員会提案の枠組みをより緩やかなものに再構築したかたちとなっており、同提案をめぐる賛成派とドイツなどの反対派の両方の立場に應えるべく、いわば折衷案と

呼べる内容をもっている。しかしながら、同報告案に関しても、提案直後から、ドイツの金融機関等で、賛成と反対の意見に分かれて大きな反響と議論を呼んでいる。

### 2. 報告案の骨子

本報告案の主なポイントは以下の4点である。

①各国の国内的預金保険スキーム(DGS)の存続の容認：

各国のDGSは存続させ、2017年から欧州の預金保険全体額の50%を自国のDGSに積み上げる。残りの50%はEUレベルのDIFに積み上げるが、そのうち、25%分は(自国DGSのための)個別の部分基金を構成し、別の25%は(DGS全体のための)共同の部分基金を構成する。積み上げ金額は年々増加させ、2024年には累計が付保預金の0.8%となる(その時系列の推移は、図表3を参照されたい)。

②欧州的な預金保険システムの構築：

各国のDGSに加えて、EUレベルの預金保険基金(DIF)を創設する。

③事前積立段階である2019年から2023年における流動性支援：

2019年から、DIFは補償事態の際には当該

図表3 2016年の欧州議会による修正提案(数値は付保預金に対する%)

|                | 暦年      | 2017  | 2018 | 2019  | 2020 | 2021  | 2022 | 2023  | 2024 |
|----------------|---------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 各国レベル          | 自国のDGS  | 0.05  | 0.1  | 0.15  | 0.2  | 0.25  | 0.3  | 0.35  | 0.4  |
| EUレベル<br>(DIF) | 個別の部分基金 | 0.025 | 0.05 | 0.075 | 0.1  | 0.125 | 0.15 | 0.175 | 0.2  |
|                | 共同の部分基金 | 0.025 | 0.05 | 0.075 | 0.1  | 0.125 | 0.15 | 0.175 | 0.2  |
|                | 合計      | 0.1   | 0.2  | 0.3   | 0.4  | 0.5   | 0.6  | 0.7   | 0.8  |

〔出所〕 cepAdhoc (2016), S.2

国の国内的 DGS に対して流動性支援を行うことが可能となる。

#### ④部分的なリスクの共同体化：

支援事態になった際の優先順位については、最初に EU レベルの DIF ではなく、国内的な DGS が、自国で積み立てた資金を利用する。次に、DIF の部分基金のうち自国用の部分からの資金を利用する。その2つを経ってから、DIF の部分基金のうち、共同用の部分からの資金を利用する。なお、DIF は、流動性支援等の際に資本市場からの資金調達が可能とされる。

### 3. 提案の背景

2015年11月の委員会提案では、銀行システムのリスク軽減のためのさらなる措置について余地を与えていた。そこで、欧州議会側としては、委員会提案をさらに改善すべく、2016年3月10日に次の決議を採択している。すなわち、欧州議会は、「欧州預金保険スキームの創設(EDIS)に顧慮しつつ、すべての加盟国に対して、統一的な法的枠組み、すなわち銀行同盟の第1および第2の柱、およびBRRD指令、預金保険指令(DGSD)、並びに、ヨーロッパの銀行システムにおける諸リスクが本質的に低減されるような更なる措置が実施されねばならないことを、確認する」としている<sup>20)</sup>。(下線は筆者)

そこで、欧州議会としては、次の提案を行っている。

① EDIS の第1段階の保険金積み上げ開始時期については、(2017年ではなく)2019年に導入されるべきとしている。

②第2および第3段階については、同報告案に明示的に記載されている諸条件が満足せられた

場合にはじめて導入されるべきとしている。

③これらの諸条件については、EDIS の最終段階へと早急に移行しようとすることを回避するために、あえて提案されない。むしろ、かかる諸条件によってわれわれの銀行制度の健全性が強化され、金融安定性に資するとの確かな確信において提案されるべきであること。

### 4. 検討と評価

欧州議会による2016年の修正案は、2015年の委員会提案と比較して、いくつかの点において改善がなされているものと評価できる。特に、最大の特徴ないし改善点と考えられるのは、実際の損失補償を負担する各国の国内的預金保険スキームを2024年以後にも存続させる点である。そして、自国内で発生した預金保護の事態には、まず自国の DGS が用いられるという変更が施されたことで、EU レベルの EDIS 導入後にも各加盟国におけるいわば「自己責任」原理が、部分的に維持されるかたちとなっている。それゆえ、2015年委員会提案で指摘されていた銀行側のモラルハザード問題に対して、一定の政策的対応がなされた修正案であるといえる。

また、今後解決されるべき検討課題としては、次の諸点が挙げられる。

① SRB ボードが、7つのリスク区分のうち、それぞれのクラスで最低限1つの DGS を割り当てることを強制されるべきではないこと。

②残余の損失分の引受けに際して、DIF を通じて行われる信用調達の義務については、より明確に規定される必要がある。いまだに不明確なのは、いかにして、DIF が DGS の信用調達分を償還していくべきかという点である。



③DIFによる支援には、何らかの上限規定が設けられるべきである。

④預金保護のために想定以上のファイナンス需要が発生した際には、銀行危機が発生した当該国家が、独自のDGSの手段を提供しなければならないようにすべきである。

⑤個別の銀行に対しては、ソブリン債の保有に応じて自己資本の積み増しの義務を導入すべきである。

## 5. ドイツ側の反応

この欧州議会修正案（ランゲ提案）に対して、ドイツの信用協同組合グループは、依然として受け入れがたいとして、なおも反対の立場を表明している。その理由としては、たとえ部分的な負担となったとはいえ、やはり本質的には「協同組合の諸原理」に相反するからだとしている。また、この制度においても、なおモラルハザードの懸念は払しょくされず、総じて、信用協同組合（国民銀行およびライフアイゼン銀行）グループにとっては、不利な面が残されているとしている。この銀行グループにおいては、すでに80年以上の歴史を有する任意の預金保証スキームが妥当しており、創設以来、いまだかつて顧客の預金は何らの損失や補償の適用を受けたこともなければ、加入している個別の銀行が破綻した事例もない。BVRは、こうした理念や実績を背景として、このランゲ提案については、相互的な社会的・制度的コントロールが欠けているものに対する責任は負うべきではないとの立場をとっている<sup>21)</sup>。

すなわち、このランゲ提案によれば、同銀行グループは、大手の国際的メガバンクに対してその経営に何らの影響力も行使し得ないにもかかわらず、責任についてだけ共同で負わざるを

得ないことには変わりはない。もし、リスク愛好的、かつ短期的な利益極大化の方向性をもつ金融機関が、健全な協同組合銀行グループがもつ共同責任（die Mithaftung）を当てにして行動することになれば、モラルハザードが増大することが想定されとしている。EDISが予定する430億ユーロのプールだけでは、メガバンク1行の破綻ですら、これらの基金が枯渇してしまうおそれもあると考えられる。たとえば、ライン・ウェストファーレン協同組合連合（RWGV）の要求事項は概要次のとおりである。

- ①強制的な預金保険の共同体化を放棄すること
- ②「大きすぎて潰せない」問題に対する確固たる、公正な解決策の構築、たとえば、「十分に小さいがゆえに潰せる」（small enough to fail）という市場環境を整備するための銀行監督・規制の導入など。

## VI. 分析と評価

本稿で見てきたように、EUの預金保険に関する政策の方向性は、域内各国の預金保険の調和もしくは共同体化をはかろうとするものであり、ドイツの特殊性を積極的に容認する性質のものではない。

ただし、2015年11月の欧州委員会によるEDISの問題点を挙げるとすれば、本稿においてドイツの例を示したように、本来的に各国毎に異なる預金保護制度があり、それぞれの特殊性があるにもかかわらず、すべての加盟国に対して同じ条件を課しているという点であろう。新しい自由主義の1つの系譜であるドイツの「社会的市場経済」の考え方の1つに、「同じものは同じに扱うが、同じでないものは同じに

扱ってはならない」というリベラルな公平性の原理がある。では、何が同じでないといえるのか。それは何よりも、貯蓄銀行グループのような公的金融機関のビジネスモデルが、いわゆる欧州のメガバンクを含む民間銀行とは大きく異なり、社会性ないし公共性が高く、それゆえ、本稿で指摘したように、預金保証制度についても民間銀行とは異なり、「保証責任連合」という独自の制度的保証スキームを歴史的に構築してきたという点であろう。

しかるに、各国の銀行市場における位置づけやリスクへの態度が異なる加盟国すべての銀行に対して、一律のルールを適用しようとするEU側の提案は、かかる原理からみて受け入れがたいものと映る。ドイツ側の各銀行グループやドイツ連銀が反対意見を表明しているのは、ユンカー欧州委員長の発言にあったように、こうした社会的市場経済の理念によるところが大きいものと考えられる。

たしかに、ドイツ側としては、EUの「調和化」という方向性にそぐわない態度を固持し続けるのは、「ブロック政策」ともとられかねない。しかし、これほどまでにドイツの銀行業界・政府が反対一色のスタンスを示していることは、極めて異例の事例だということもでき、逆説的に、それほどこの問題には本質的な重要性があるということを意味している。つまり、預金保険制度を統合する、すなわち、各国の責任ではなく、欧州レベルの機関にその管轄権を委譲する必要性および妥当性が本当にあるのかどうか、すなわち、それによって果たして金融安定性が増すことが可能となるのか、あるいはドイツ側が危惧するように、かえってEDISの時期尚早な導入が、モラル・ハザードによって欧州の金融システムの不安定化に導くことにな

るのかという本質的な論点について、十分な議論がなされるべきである。

これに関連して、BVRは、批判的に欧州の「責任・移転同盟」という用語を用いて、次の主張を行っている。すなわち、「欧州の『責任・移転同盟』(die Haftungs- und Transferunion)は、決してあってはならない。長年にわたって蓄積されてきた協同組合員による預金保全のための資金が、我々とはまったくビジネスモデルが異なる他国の金融機関の責任を負担するために、国境を越えて用いられることは、決してあってはならないのである。各国の預金保険制度の統合を考えるよりも、まずは各銀行部門のリスク低減化のための措置に優先度がある。2014年に預金保険に関する改正指令がすでに発出され、これに基づいて、すでに各国が国内的な預金保険制度について、補償額10万ユーロまでに引き上げるなど、国内的措置の実現を行ってきている。預金保険制度をより確実・安全なものにするかどうかは、まさに各国の責任において実施すべき問題なのである<sup>22)</sup>。」

もう1つの論点は、今次の預金保険の共同体化は、預金保険制度に関する国家管轄権と上位の超国家機関の管轄権の関係性という法的・制度的問題を含んでいる点である。具体的には、欧州の預金保険基金は2024年以降にはすべてEDISに集約されることが想定されているが、そのEDISの管理運営の具体的な有り方について十分に明確にされていないという問題である。委員会案によれば、SRBが第1義的にはその任にあたるが、当然、補償事態あるいは銀行の破綻処理において基金を使用する際には、今後、当該加盟国当局との管轄権についての具体的な行政上の線引きが必要となる。これは行政コスト増や、行政的プロセスの遅滞につなが

るかもしれない。

さらには、銀行同盟の第1の柱である単一の銀行監督制度との間においても、同様に管轄権の問題があろう。欧州中央銀行（ECB）の直接的監督の下におかれる銀行は、一定の要件を満たしたメガバンク等の重要な銀行に限定されており、その他の銀行は、従来の各加盟国の監督当局の監督下に入る。その場合、もし、こうした中小規模の銀行において補償事態が生じた際、預金保険をEDISの基金に対して申請するようなケースでは、責任負担は、EUレベルの管轄であるが、管理（コントロール）は国家の管轄権という、一種のねじれた状況が発生することになる。

## おわりに

ドイツは、フランスとともに、1950年のシューマン宣言以来、ヨーロッパ統合の牽引車としての役割を果たしてきた。今日では、メルケル独首相の強いリーダーシップの下で、大量の難民の域内への受け入れや、英国離脱問題に強い指導力を発揮している。ところが、その統合の旗振り役であるドイツが、ことが預金保護制度の共同体化に至ると、ブラッセルのEUの方針に対し断固たる反対の立場を一貫して見せている。リーダーたるドイツが反対していることが、銀行同盟の第3の柱となるはずの預金保険の統合プロセスが当初から難航している状態をつくりだしており、現段階では、この分野での先行きはいまだに不透明であるといってい

よい。本稿での分析を通じて、ドイツ側が反対姿勢をとる背景には、ドイツ独自の銀行システムと、それに基づいた制度保証というシステムの

存在が大きいといえる。社会的市場経済の理念を歴史的に具現化しているといえる貯蓄銀行グループをはじめとして、こうした独自の銀行システムは、ドイツの金融システムの長所であるともいえるだけに、ドイツがその政治的態度を軟化させようとする動機や条件の変化は、当面みられないものと判断できる。

ただし、ドイツ側が今後の交渉に際して妥協点をさぐるとするならば、本稿で紹介したユンカー欧州委員長の発言がヒントを与えているように、貯蓄銀行および信用協同組合という独自性の高い銀行グループについてはEDISシステムから除外させる、あるいはなんらかの例外規定を盛り込むことにあるのではないかと考えられる。両者の利害を考量して政治的妥協が成立するとすれば、こうした例外をEU側が認めるかどうか、あるいは、実質的な意味でこれらの金融機関の適用除外が担保されるような制度へと、さらなる修正提案ができるかどうかという点にかかっていると思われる。

ただし、本稿における分析の帰結として、ドイツ側の主張点は、かならずしも、ドイツがEDISに加盟しないということに置かれているわけではない。むしろ、2014年の改正指令に準拠して、加盟各国が、それぞれの自国の預金保険制度の責任において、まずは10万ユーロの預金保証を確実に担保できるようなスキームを整備していくことの方が優先度が高く、それが、各国の「自己責任原理」に依拠するものであるがゆえに、かえって、モラルハザードを回避でき、ひいては金融システムの安定に資する制度であるというのが、その論拠であると言える。

いずれにせよ、EUの預金保険制度をめぐることは、今後も交渉には難航が予想され、第3の柱の実現については相当な困難がともなうもの

と思われるが、2016年の欧州議会による報告案をベースとして、なんらかの妥協案が模索される可能性がある。

本件に関する今後の政治的交渉の行方が注目される。

### 注

- 1) Proposal COM (2015) 586 of 24 November 2015 for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 806/2014 in order to establish a European Deposit Insurance Scheme.
- 2) Entwurf eines Berichts über den Vorschlag für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates zur Änderung der Verordnung (EU) Nr.806/2014 (COM (2015) 0586-C8-0371-2015/0270 (COD))
- 3) Directive 2014/49/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on deposit guarantee schemes (recast) , OJL 173 of 12 June 2014, p.149
- 4) 預金保険機構 (2015)「EU：預金保険指令の改正」
- 5) 目標水準については、付保預金の保護のために実質的に使用される見込みが低いと判断され、かつ金融市場が高度に集中している場合には、欧州委員会の承認を得て、0.5%を下回らない範囲で、より低い目標水準を設定することができる(第10条6項)。フランス、オランダについては、この0.5%の基金が予定されている。また、改正指令が採択された2014年4月時点では、英国・イタリアなどは保険料の事前積立制度を採用していなかった。預金保険機構 (2015, p.71)
- 6) 例えば、ドイツでは、民間商業銀行と公的銀行を対象とした強制加盟の預金保険制度がそれぞれ存在するが、その保護限度額である10万ユーロを超える預金の保護を目的とした任意の預金保険 (voluntary DGS) もそれぞれ存在しており、これらは「契約上のDGS」として分類される (預金保険機構 2015, p.67)
- 7) Proposal COM (2015) 586 of 24 November 2015 for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) 806/2014 in order to establish a European Deposit Insurance Scheme.
- 8) Kemper (2016), S.297.
- 9) Anne-Kathrin Baran (2016), European Deposit Guarantee Scheme: Does the EU have the power to legislate?, cepInput, center for European policy, Freiburg.
- 10) この拠出金のプールについては、連邦特別財産として計上されている。
- 11) このVÖBに加盟している銀行の中で最大の預金額を有するのが、ドイツ信用銀行 (DKB: Deutsche Kreditbank) であり、同行は、バイエルン州銀行の姉妹銀行でもある。
- 12) 保証責任 (Gewährträgerhaftung) は2005年までに廃止された。その詳細については、黒川 (2006) を参照されたい。
- 13) Kemper (2016) S.298.
- 14) Mussler, Im Haftungsverband der Sparkassen fehlen Milliarden, FAZ.net von 23.2.2015)
- 15) Kemper (2016), S.196.
- 16) BVR (2016), S.92.
- 17) Spiegel In Line 02.11.2015
- 18) SPIEGEL IN LINE 2015:11:02付け
- 19) Entwurf eines Berichts über den Vorschlag für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates zur Änderung der Verordnung (EU) Nr.806/2014 (COM (2015) 0586-C 8 -0371-2015/0270 (COD))
- 20) Entwurf eines Berichts (2016) (COM (2015) 0586-CC 8 -0371/2015-2015/0270 (COD)), S.62, Ausschuss für Wirtschaft und Währung Europäisches Parlament
- 21) RWGV-22.NOV 2016 (<http://www.rwgv.de>)
- 22) GVB Online 2016/11/18)

### 参考文献

- 黒川洋行 (2006)「ドイツの銀行システムにおける公的銀行—貯蓄銀行および開発復興公庫の政府保証をめぐる EU 欧州委員会との合意—」『経済系第227集』関東学院大学経済学会研究論集, 152頁—171頁。
- 黒川洋行 (2015), 「EU の銀行同盟における『責任原理』の導入—ドイツの金融システムとの関係性を中心に—」『証券経済研究第90号』19頁—38頁。
- 預金保険機構 (澤井豊, 鬼頭佐和子) (2015)「EU：預金保険指令の改正」(預金保険機構 HP よりダウンロード)
- 預金保険機構 (鬼頭佐和子, 澤井豊) (2015)「ドイツにおける預金保険制度の最近の動向について」(預金保険機構 HP よりダウンロード)
- Baran, Anne-Kathrin (2016), European Deposit Guarantee Scheme: Does the EU have the power to legislate?, cepInput, center for European policy, Freiburg.
- Becker, Timo (2016), Sparkassenpolitik in Deutschland, Peter Lang Verlag.
- Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken e.V. (2016), Bankenunion III: Einlagen- und Institutionssicherung, BVR-Ban-

- kenreihe Band 52, Berlin.
- Centrum für Europäischen Politik (2016), EU-Einlagensicherung im Europäischen Parlament: Gewisse Fortschritte, weiterer Verbesserungsbedarf, cepAdhoc 14.11.2016.
- Europäisches Parlament (2016), Entwurf eines Berichts über den Vorschlag für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates zur Änderung der Verordnung (EU) Nr.806/2014 (COM (2015) 0586-C 8-0371-2015/0270 (COD))
- European Commission (2015), A stronger Banking Union: New measures to reinforce deposit protection and further reduce banking risk, -Press release, Strasbourg, 24.November 2015
- European Commission (2016), Effects Analysis (EA) on the European Deposit Insurance Scheme. Non-paper.
- European Parliament (2016), Working Document on European Deposit Insurance Scheme (EDIS), reporter Esther de Lange, DT/10988209EN. doc., 16.6.2016.
- Genossenschaftsverband Bayern (2016), EU-Einlagensicherung: Rückversicherungssystem nicht zielführend, GVB Online, 18.11.2016,
- Kemper, Markus (2016) Die Europäische Bankenunion und die Sparkassen, Kohlhammer Deutscher Gemeindeverlag.

(関東学院大学経済学部教授)